

訂正とお詫び

問 スポーツ課 (☎63-6040)

市民だより5月1日号P13「市スポーツ協会各賞の受賞者」の記事の中で、受賞者の氏名に誤りがありました。訂正してお詫びします。

誤 「白男川鳳真」 正 「白男川鳳真」

令和4年10月・令和5年4月採用

刈谷市職員を募集します

職種区分	募集人員	受験資格		申込期間・方法
		年齢	学歴・資格など	
環境員 (技能労務職員)	若干人	昭和47年4月2日以降 平成4年4月1日以前に 生まれた人	大型自動車運転免許、中型自動車 運転免許または準中型自動車運転 免許(5t限定を除く)を有する人 ※AT車限定は不可	5月25日(水)から6月8日 (水)までに市HPから申込み

業務内容 市内で出る家庭ごみ・不燃ごみなどの収集や、不燃物埋立場での廃棄物の分別・処理作業

他 受験手続、試験内容などの詳細は、市HP掲載の募集要項をご覧ください。

問 人事課(☎62-1002) **ID** 1009122

知っ得!

ねんきん豆知識

日本に住んでいる20歳から60歳までの人は、全員が国民年金に加入します。加入の種類により、手続や保険料の納め方が異なります。

問 国保年金課(☎62-1011)
刈谷年金事務所(☎21-2110)

あなたの加入する年金制度は？ 手続が必要な場合があります！

第1号被保険者になるときは、国民年金の手続が必要です。

- ・退職したとき(本人・被扶養配偶者)
- ・第3号被保険者が離婚や収入増で配偶者の扶養から外れたとき
- ・第3号被保険者が失業手当をもらい始めたとき など

第1号被保険者

- 対** 20歳以上60歳未満の農業者・自営業者・学生・無職の人など
- ・国保年金課で加入手続をしてください
 - ・自分で保険料を納めます

第2号被保険者

- 対** 厚生年金に加入している会社員・公務員など
- ・勤務先で加入手続をしてください
 - ・保険料は給料から引かれます

第1号被保険者は保険料を納めます。
令和4年度は月額16,590円です。

事業主経由

第3号被保険者

- 対** 第2号被保険者に扶養されている、原則年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者
- ・配偶者の勤務先を通じて加入手続をしてください
 - ・保険料は配偶者の加入している年金制度が負担します

